

日程第13 委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について と、日程第14 委員会提出議案第2号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について の2件

○議長（石橋英和君）日程第13 委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について と、日程第14 委員会提出議案第2号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長 6番 辻本君。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）ただ今上程されました委員会提出議案2件について、提案理由の説明を申し上げます。

委員会提出議案第1号の橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、議案の12号から17号までだと思うんですが、市長から提案理由の説明があったように、国家公務員の給与減額支給措置に準じ、必要な措置を講じるようにとの総務大臣の要請を受け、本市において平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間、特別職、一般職ともに給与減額を実施することから、議員においても同期間、議員報酬及び12月期末手当をそれぞれ3%減額するものであります。

委員会提出議案第2号の橋本市議会会議規則の一部を改正する規則については、請願第8号が採択されたことに伴うもので、請願書の記載要件である請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改めるものであります。

以上、議員各位にはよろしくご審議の上、

ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第1号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。